

## 《農地一時転用申請提出について》

小俣町土地改良区  
事務局  
TEL 0596-22-5010

申請受付後、協議完了まで1週間程要しますのでご了承ください。  
提出時には、下記の書類を提出してください。

- ・農地一時転用等の通知書 2部
- ・追加誓約書 2部
- ・農地一時転用等協議完了証明書（意見書） 2部

### 【添付書類】

- ・位置図（住宅地図） 2部
- ・公図写 2部

※転用に伴い車乗り入れ等水路の加工が必要な場合は「加工申請書」も同時に提出してください。

尚、農地一時転用事前協議完了書（証明書）の発行の時、転用手数料をお支払いください。

\*農地一時転用協議完了証明書（交付）手数料  
1筆につき 2,000円

# 農地一時転用等の通知書

受付印

[ 第1号様式 ]

このたび小俣町土地改良区の地区に属する下記の農地につき、農地法 条の規定による一時転用許可申請をしますので、地区除外処理規程第2条の規定に基づきこの旨を通知します。

については、同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し第6条の規定による決済金、その他転用に伴う処理に関し、必要な事項はご指示に従い別に契約書を差入れますから、「農地一時転用にかかる事前協議完了証明書」を交付されたく申請します。

なお、農地法の許可を受け次第転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請します。

令和 年 月 日

転用組合員 住所.....

氏名.....<sup>印</sup>

転用関係者 住所.....

氏名.....<sup>印</sup>

決済義務者 住所.....

氏名.....<sup>印</sup>

小俣町土地改良区

理事長 山本 一行 様

## 1. 転用申請する土地

市町村	大字(町)	小 字	地 番	地 目		地 積		事 由
				台 帳	現 況	台 帳	転 用	
						m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

## 2. 位置図・公図写 (別紙とし、添付すること)

3. 農業委員会(県知事)に(転用許可申請書 転用届出書)を提出しようとする日 令和 年 月 日

# 誓 約 書

令和 年 月 日

小俣町土地改良区  
理事長 山本 一行 様

転用組合員 住所

氏名

㊞

転用関係者 住所

氏名

㊞

下記の事項について追加誓約します。

1. 一時転用申請物件は、別紙申請のとおりとします。
2. 一時転用期間は許可日から1年間とします。
3. 周辺農地にかんがい、耕作等に支障のないようにすることはもちろん、かんがい用の給水栓の移設があれば申請書において設置します。
4. 一時利用地による一切の債務は、申請者において処理します。
5. 給水施設を破損した場合は、原因者において小俣町土地改良区の支持に従い速やかに原型復旧します。
6. 一時利用期間中も小俣町土地改良区の賦課金を支払います。

以上

